

四半期報告書

(第11期第3四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態及び経営成績の分析	3
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	16
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	27
第二部 提出会社の保証会社等の情報	28

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03) 5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03) 5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 最高財務責任者 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第10期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 1月1日 至平成20年 12月31日
売上高（千円）	9,334,101	3,237,238	12,755,288
経常利益（千円）	603,992	303,737	689,006
四半期（当期）純利益（千円）	320,851	179,045	270,323
純資産額（千円）	—	2,656,600	2,357,947
総資産額（千円）	—	5,481,925	5,025,420
1株当たり純資産額（円）	—	15,763.66	14,194.23
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	1,957.51	1,090.16	1,655.89
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	1,945.70	1,082.13	1,633.54
自己資本比率（％）	—	47.3	46.3
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	611,527	—	206,287
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△370,143	—	△113,478
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△140,207	—	△149,001
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	1,251,461	1,150,285
従業員数（人）	—	227	200

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。
なお、連結子会社の株式会社ゴルフパラダイスを10月1日付けで合併しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	227 （116）
---------	-----------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	201 （33）
---------	----------

（注）従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
ゴルフ用品Eコマース事業(千円)	1,637,134
合計(千円)	1,637,134

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
ゴルフ用品Eコマース事業(千円)	2,301,038
ゴルフ場向けサービス事業(千円)	689,442
メディア事業(千円)	246,757
合計(千円)	3,237,238

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

当第3四半期連結会計期間(平成21年7月1日～平成21年9月30日)におけるわが国経済は、昨年来の米国の金融不安が世界経済に波及する一方、在庫調整の一巡や経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、一部の経済指標では回復の兆しが見られております。しかしながら、企業収益の落ち込み、設備投資の減少、雇用情勢の悪化などから、景気は依然として厳しい状況で推移しました。

ゴルフ業界では、若手プロゴルファーの国内外での活躍とその人気を背景に、各種メディアでゴルフが取り上げられる機会が増え、社会におけるゴルフへの関心が高まっております。また、2016年にリオデジャネイロで開催されるオリンピックの正式種目として、112年ぶりにゴルフが採用されることが決定し、今後のゴルフ市場の活性化につながるものと期待されております。

一方、インターネット市場におきましては、ブロードバンド環境の普及や携帯電話の定額料金制導入等によって市場成長が続いております。また、インターネット広告市場は、ラジオ広告および雑誌広告を超える規模に拡大しております。今後のインターネットビジネスは、インターネットメディアの多様なサービス展開、EC市場の拡大が進み、新たなサービス発掘の可能性へとさらなる拡がりが見込まれます。

このような経済状況のもと、当社グループは「お客様満足度の向上」を今期の経営テーマに掲げ、ゴルファーのニーズを深く理解し、お客様のご要望に応えるべく、より魅力あるゴルフのワンストップ・サービス（買う・行く・観る・つながる）を提供しております。他社との差別化を図ることで付加価値を高め、収益の維持・拡大につなげてまいりました。また、当社グループでは、利益の成長を確保すると共に事業の継続的な先行投資を行うという観点から、事業の成長を支えられる柔軟性、拡張性、可用性の高いシステムを再構築する等、IT投資を積極的に行っております。これらの結果、当社の収益先行指標の一つである「GDOクラブ会員数」は順調に増加し、9月末現在では150万人を超えました。

当第3四半期連結会計期間の営業成績は、連結売上高3,237百万円、連結営業利益303百万円となりました。また、連結経常利益は303百万円、連結四半期純利益は179百万円となりました。

事業の種類別セグメント情報は、以下のとおりであります。

『ゴルフ用品Eコマース事業』

当第3四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高2,301百万円、営業利益205百万円となりました。

小売業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりから購買意欲の低下が見られ、業種・業態を問わず価格競争がさらに激化しております。ゴルフ用品市場においても、新品・中古商品共に落ち込みは継続しており、収益環境は依然弱含みのまま推移しました。このような状況下、オンラインゴルフショップ「GDOSHOP.com」において、お客様が価格以上の満足感を得られる商品を追求し、また、ゴルフアパレル専門サイト「GDO SELECT SHOP」では取扱ブランドの拡大により、売上を伸ばしてまいりました。販売単価は昨年と比べ低下しておりますが、豊富な商品情報の提供や販売施策への取組みを強化し、ゴルファーの購買意欲に働きかけ、ウェブサイト訪問者数、購入者数も順調に増加した結果、「GDOSHOP.com」の売上は前年同期に比べ増加しました。

一方、連結子会社の株式会社ゴルフパラダイスでは、実店舗を中心とした中古用品販売において、来客数は前年に比べほぼ横ばいでしたが、主力のゴルフクラブの販売単価が低下した結果、売上高は前年同期に比べ減少いたしました。

『ゴルフ場向けサービス事業』

当第3四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高689百万円、営業利益414百万円となりました。

全国のゴルフ場では、国内の景気悪化の影響を受け、ラウンド数は横這い、プレー単価は下落の傾向にあります。このような状況下、当事業部門ではゴルフプレー需要を促進するため、提携ゴルフ場との連携をこれまで以上に強化し、より魅力的なプランを提供するなど、シナジー効果のあるサービスの拡充に注力しました。さらに、提供予約枠数の大幅獲得増を実現することにより、収益の増大につなげてまいりました。また、予約カレンダー等の表示速度改善のシステム改修を行い、ユーザーの利便性を高めるなど、サイト内のサービスを維持・向上させ、他社との競争力強化を図ってまいりました。その結果、当社サービスを經由してのゴルフプレー者数は大幅に増加し、8月には過去最高の33万人（単月）となり、提携ゴルフ場数は9月末現在で1,700コースを超えました。

『メディア事業』

当第3四半期連結会計期間における当事業部門は、売上高246百万円、営業利益29百万円となりました。

広告事業におきましては、タイアップ型広告がゴルフ場に広く認知され、経済環境悪化に伴う広告マーケットの低迷の中、収益を維持することができました。当事業部門では、これまでも新規顧客の開拓と新規事業の開拓という2つの視点から、様々なメディアとのコラボレーションやアライアンスの強化に努めております。8月には当社グループ初の紙メディアであるフリーペーパー「GDO Style Book」を創刊いたしました。「みんなで楽しむゴルフライフスタイルマガジン」をコンセプトに、家族、カップル、夫婦などで楽しむゴルフスタイルを、ゴルファーやこれからゴルフを楽しみたい読者に向けて発信しております。性別や年齢の垣根を超えて、一緒に楽しめるゴルフライフを、ファッションやプレースタイルなど幅広いゴルフ情報を独自の目線で編集し、あらゆるゴルファーに向けて発信することで、お客様のゴルフライフをサポートする体制を強化してまいります。

モバイル事業におきましては、有料課金サイト「ゴルフダイジェスト・モバイル」は、サービス開始より5年目をむかえ、会員数の伸びは底堅く推移しております。また、トップページのリニューアル等の改善を進め、ユーザーにとっての見やすさを追求してまいりました。石川遼プロ公式モバイルサイト「石川遼モバイル」、KDDI株式会社との共同運営の「au Smart Sports Golf」においては、若年層や女性層など新たな顧客の開拓により、会員の増大につなげております。これらの結果、売上高は引き続き堅調な伸びを維持することができました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第3四半期連結会計期間末において、総資産は5,481百万円となりました。前連結会計年度末に比べ456百万円増加し、その主な要因は、流動資産の増加175百万円と、設備投資等による固定資産の増加280百万円によるものです。

負債は、2,825百万円となり前連結会計年度末に比べ157百万円増加しました。これは、主に短期借入金の返済により流動負債は77百万円減少しておりますが、固定負債が235百万円増加したことによるものです。

純資産は、2,656百万円となり前連結会計年度末に比べ298百万円増加しました。その主な要因は、利益剰余金の増加263百万円により、株主資本が271百万円増加した結果です。自己資本比率は47.3%と前連結会計年度に比べ1.0ポイント改善しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べて286百万円減少し、1,251百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは334百万円の増加となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益が309百万円になったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは22百万円の減少となりました。主なマイナス要因は、IT投資に係る無形固定資産の取得による支出20百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは599百万円の減少となりました。主なマイナス要因は、短期借入金の純支出550百万円、長期借入金の返済39百万円による支出であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	591,640
計	591,640

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年11月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,490	164,490	東京証券取引所 （マザーズ）	単元株制度を採用 していません。
計	164,490	164,490	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年9月30日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前発行価額}}$$

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前発行価額}}$$

(3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。

① 平成16年11月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。

- ② 平成17年9月1日から平成24年8月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

(平成15年7月22日臨時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前発行価額}}$$

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{調整前発行価額}}$$

(3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成16年9月28日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201,533
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成20年2月14日に2,500株を消却しております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は以下のとおりであります。

- (1) 平成16年10月1日に付与されたストックオプション
発行価格 201,533円
資本組入額 100,767円
- (2) 平成17年4月1日に付与されたストックオプション
発行価格 156,700円
資本組入額 78,350円

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,973
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105,973 資本組入額 52,987
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成20年2月14日に730株を消却しております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率

3. 新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額 (以下、「払込金額」という。) に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成20年3月26日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	5,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,900
新株予約権の行使期間	平成22年4月25日から 平成30年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,900 資本組入額 17,450
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 平成21年1月31日に40株、平成21年5月31日に300株を消却しております。
2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$
3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。
- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
 - (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められています。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注)	750	164,490	8,250	824,916	—	786,035

(注) 新株引受権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 163,740	163,740	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	163,740	—	—
総株主の議決権	—	163,740	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	22,990	22,000	20,450	19,890	21,400	21,900	31,100	28,600	26,990
最低(円)	20,120	19,000	17,000	18,000	17,160	19,600	19,950	24,800	23,980

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,251,461	1,150,285
売掛金	1,008,960	1,028,859
商品	1,082,297	1,100,232
その他	351,063	238,612
貸倒引当金	△253	△194
流動資産合計	3,693,530	3,517,795
固定資産		
有形固定資産	※ 353,459	※ 223,978
無形固定資産		
のれん	273,264	343,532
その他	586,833	346,576
無形固定資産合計	860,097	690,109
投資その他の資産		
その他	576,819	596,039
貸倒引当金	△1,980	△2,501
投資その他の資産合計	574,838	593,537
固定資産合計	1,788,395	1,507,625
資産合計	5,481,925	5,025,420
負債の部		
流動負債		
買掛金	902,980	812,175
短期借入金	650,000	800,000
1年内返済予定の長期借入金	93,342	159,996
未払法人税等	116,178	107,754
ポイント引当金	212,440	207,966
その他	448,258	412,718
流動負債合計	2,423,201	2,500,611
固定負債		
長期借入金	—	66,676
その他	402,123	100,184
固定負債合計	402,123	166,860
負債合計	2,825,325	2,667,472
純資産の部		
株主資本		
資本金	824,916	816,666
資本剰余金	786,035	786,035
利益剰余金	973,384	709,842
株主資本合計	2,584,335	2,312,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,628	11,619
評価・換算差額等合計	8,628	11,619
新株予約権	63,636	33,785
純資産合計	2,656,600	2,357,947
負債純資産合計	5,481,925	5,025,420

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	9,334,101
売上原価	5,572,741
売上総利益	3,761,360
販売費及び一般管理費	* 3,161,383
営業利益	599,976
営業外収益	
受取利息	5,094
不動産賃貸料	9,561
その他	3,433
営業外収益合計	18,089
営業外費用	
支払利息	14,001
その他	72
営業外費用合計	14,074
経常利益	603,992
特別利益	
受取和解金	8,700
貸倒引当金戻入額	382
特別利益合計	9,082
特別損失	
ソフトウェア除却損	2,912
商品廃棄損	2,391
その他	1,624
特別損失合計	6,927
税金等調整前四半期純利益	606,146
法人税、住民税及び事業税	240,226
法人税等調整額	45,069
法人税等合計	285,295
四半期純利益	320,851

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	3,237,238
売上原価	1,830,565
売上総利益	1,406,673
販売費及び一般管理費	※ 1,103,342
営業利益	303,330
営業外収益	
受取利息	1,537
不動産賃貸料	3,463
その他	1,506
営業外収益合計	6,507
営業外費用	
支払利息	6,062
その他	37
営業外費用合計	6,100
経常利益	303,737
特別利益	
ポイント引当金戻入額	12,223
特別利益合計	12,223
特別損失	
ソフトウェア除却損	2,912
商品廃棄損	2,391
その他	720
特別損失合計	6,023
税金等調整前四半期純利益	309,937
法人税、住民税及び事業税	122,059
法人税等調整額	8,832
法人税等合計	130,891
四半期純利益	179,045

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成21年1月1日
 至 平成21年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	606,146
減価償却費	113,022
無形固定資産除却損	3,349
受取利息及び受取配当金	△5,292
支払利息	14,001
株式交付費	37
投資有価証券評価損益 (△は益)	454
のれん償却額	70,267
商品廃棄損	2,391
株式報酬費用	29,851
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	4,473
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△461
売上債権の増減額 (△は増加)	20,419
たな卸資産の増減額 (△は増加)	15,543
未収入金の増減額 (△は増加)	△78,691
未収消費税等の増減額 (△は増加)	22,907
前払費用の増減額 (△は増加)	△8,756
仕入債務の増減額 (△は減少)	90,805
未払金の増減額 (△は減少)	1,302
未払費用の増減額 (△は減少)	△65,411
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△4,872
前受金の増減額 (△は減少)	4,988
預り金の増減額 (△は減少)	3,084
その他の資産の増減額 (△は増加)	8,918
その他の負債の増減額 (△は減少)	△7,206
小計	841,272
利息及び配当金の受取額	4,138
利息の支払額	△13,401
受取和解金	8,700
法人税等の支払額	△229,200
法人税等の還付額	18
営業活動によるキャッシュ・フロー	611,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△183,948
無形固定資産の取得による支出	△181,399
敷金の差入による支出	△3,916
預り保証金の受入による収入	1,087
預り保証金の返還による支出	△2,019
その他	53
投資活動によるキャッシュ・フロー	△370,143

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年1月1日
至 平成21年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	3,450,000
短期借入金の返済による支出	△3,600,000
長期借入金の返済による支出	△133,330
株式の発行による収入	8,212
配当金の支払額	△57,309
リース債務の返済による支出	△17,961
セール・アンド・リースバックによる収入	210,180
財務活動によるキャッシュ・フロー	△140,207
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	101,176
現金及び現金同等物の期首残高	1,150,285
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,251,461

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項 の変更</p>	<p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用</p> <p>たな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益法の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
	<p>「リース取引に関する会計基準」の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができるようになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
一般債権の貸倒見積高の算 定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績 率等が、前連結会計年度末に算定したも のと著しい変化がないと認められるため、前 連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して 貸倒見積高を算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 191,043千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 153,531千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
※ 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	1,001,073千円
ポイント引当金繰入額	4,473千円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
※ 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	345,652千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,251,461千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	－千円
現金及び現金同等物	<u>1,251,461千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 164,490株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 63,636千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成21年3月25日 第10回定時株主総会	普通株式	57	350	平成20年 12月31日	平成21年 3月26日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	ゴルフ場向け サービス事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,301,038	689,442	246,757	3,237,238	—	3,237,238
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	(—)	—
計	2,301,038	689,442	246,757	3,237,238	(—)	3,237,238
営業利益	205,324	414,669	29,058	649,052	(345,721)	303,330

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
ゴルフ用品Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス
ゴルフ場向けサービス事業	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス等
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、 モバイルサービス等

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	ゴルフ場向け サービス事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	6,976,544	1,737,065	620,491	9,334,101	—	9,334,101
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	(—)	—
計	6,976,544	1,737,065	620,491	9,334,101	(—)	9,334,101
営業利益	514,778	981,613	57,016	1,553,408	(953,431)	599,976

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
ゴルフ用品Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス
ゴルフ場向けサービス事業	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス等
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、 モバイルサービス等

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至 平成21年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日 至 平成21年9月30日）

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

ストック・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 10,606千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 15,763.66円	1株当たり純資産額 14,194.23円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 1,957.51円	1株当たり四半期純利益金額 1,090.16円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,945.70円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,082.13円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	320,851	179,045
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	320,851	179,045
期中平均株式数(株)	163,908	164,237
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	995	1,219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(連結子会社の合併について)

当社は、平成21年7月23日開催の取締役会におきまして、当社の100%子会社である株式会社ゴルフパラダイスを吸収合併することを決議し、合併契約を締結いたしました。

なお、本合併は、100%子会社を対象とする吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略いたします。

1. その旨及び目的

株式会社ゴルフパラダイスは当社の100%子会社であり、関係会社株式の保有を通じて中古ゴルフクラブの買取・販売等を行うことを主な目的としております。

この度、当社は当社グループの管理業務の効率化を図ることを目的として、株式会社ゴルフパラダイスを吸収合併することといたしました。

2. 合併する相手会社の名称

株式会社ゴルフパラダイス

3. 合併の方法、合併後の会社の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ゴルフパラダイスは解散いたします。また、合併による新株式の発行及び資本金の増加、ならびに合併交付金の支払いはありません。また、合併後の会社の名称は、存続会社である株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインであります。

4. 合併の要旨

合併契約決議取締役会	平成21年7月23日
合併契約締結	平成21年7月23日
合併契約承認株主総会	開催いたしません(注)
合併日(効力発生日)	平成21年10月1日

(注)本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社及び株式会社ゴルフパラダイスにおいて合併契約書に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

5. 合併当事会社の概要(平成20年12月31日現在)

(1) 商号	株式会社ゴルフパラダイス (消滅会社)
(2) 事業内容	中古ゴルフクラブの買取・販売「ゴルフパラダイス」直営店及び同フランチャイズチェーンの本部運営
(3) 設立年月日	昭和60年2月
(4) 本店所在地	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石坂 信也
(6) 資本金	103百万円
(7) 発行済株式数	92株
(8) 直近期の売上高	2,396百万円(平成20年12月期)
(9) 従業員数	99名(うち、パート及び嘱託社員は75名)
(10) 純資産	177百万円
(11) 総資産	975百万円
(12) 決算期	12月末日
(13) 大株主及び持株比率	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 100.00%

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月30日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。